

南極 OB 会会報 第 23 号付録

—資料編—

目次

南極 OB 会役員名簿	1
会長、副会長、特別顧問、監事、評議員	
各幹事名簿	1
隊次幹事、職域幹事	
支部長名簿	2
各委員会名簿	2
事務局名簿	2
地方支部役員名簿	3
平成 26 年度南極 OB 会総会報告.....	4
平成 26 年度南極 OB 会総会会計報告.....	5
2013 年度収支決算	
会計監査報告	
2014 年度収支計画	
南極 OB 会 会則・会則運用規程改正.....	7
南極 OB 会会則.....	8
会則運用規程.....	10
南極 OB 会 個人情報等の取り扱い方針.....	11

平成 26 年 9 月 25 日

南極 OB 会

[資料欄]

南極 OB 会役員名簿

会長：國分 征

副会長：深瀬和巳、小野延雄、柴田鉄治、渡邊興亜、松原廣司、神田啓史

特別顧問：川口貞男、吉田栄夫、楠 宏、松浦光利

監事：小疇 尚、大久保侃

評議員：

村越 望、北村泰一、平山善吉、村内必典、鈴木 康、中村純二、作間敏夫、大瀬正美、柿沼清一、芳野赳夫、木崎甲子郎、小林昭男、星合孝男、西部陽一、平沢威男、高木八太郎、多賀正昭、竹内貞男、木村征男、関 孝治、荒金兼三、石渡眞平、小堺秀男、土屋貴俊、福嶋 博、渡辺清規、高尾一三、島崎里司、北村 孝、吉野正明、内山長徳、上竹嘉和、磯貝重信、坪井清彦、小枝鉄夫、島崎満雄、宮本武昌、佐藤 保、倉田 篤、茂原清二、石角義成、大平慎一、森田 衛

各幹事名簿

隊次幹事

宗谷時代全隊員および宗谷乗組員：高尾一三・平山善吉、7次：國分 征、8次：多賀正昭、9次：増田 博、10次：竹内貞男、11次：白壁弘保、12次：柴野浩成、13次：佐野雅史、14次：芦田成生、15次：五十嵐正文、16次：船木 実、17次：村上雅健、18次：岩井邦中、19次：五十嵐喜良、20次：川久保守、21次：勝田 豊、22次：奥村 睦、23次：大塚英明、24次：神田啓史、25次：野元堀 隆、26次：川久保 守、27次：荻無里立人、28次：馬場廣明、29次：土井元久、30次：野元堀 隆、31次：佐藤正樹、32次：長谷川裕、33次：沼波秀樹、34次：浅香隆二、35次：阿保敏広、36次：川久保 守、37次：堀辺敏男、38次：金尾政紀、39次（渋谷和雄）、40次：北風好章、41次：石井要二、42次：岸田浩輝、43次：桜庭俊昭、44次：池田博、45次：阿保敏広、46次：行松 彰、47次：山口正人、48次：坂本好司、49次：牛尾収輝、50次（小達恒夫）、51次（本吉洋一）、52次（山内 恭）、53次（山岸久雄）、54次（渡邊研太郎）、55次（宮岡 宏） 隊次幹事は確認中を含む。関係母体の推薦によって決められる。

職域幹事（定常観測、報道、オブザーバー等の幹事）

報道：田口章利、気象庁：福谷 博、国土地理院：吉村愛一郎、情報通信研究機構（旧電波研）：山崎一郎、ふじ・しらせ：久保 崇

職域幹事は確認中を含む。関係母体の推薦によって決められる。

支部長名簿

北海道支部：前 晋爾、秋田支部：井上正鉄、新潟支部：小林俊一、宮城支部：森岡 昭、
信州支部：野村彰夫、北陸支部：川田邦夫、茨城支部：安仁屋政武、
東海支部：五味貞介、京都支部：東 敏博、阪神支部：林原勝美、山陰支部：大谷修司
、山陽支部：渡部和彦、四国支部：()、九州支部：村上雅健、
沖縄支部：木崎甲子郎

各委員会名簿

運営委員会

神田啓史（委員長）、松原廣司（事務局長）、芦田成生（記念品）、阿保敏広
（広報）、小林正幸（会計）、久保 崇（ふじ、しらせ連絡）、三枝 茂（広報）、
白壁弘保（会合）、田中洋一（会計）、野元堀 隆（名簿）、福谷 博（広報）、
深瀬和巳（広報）、渡辺興亜（支部）

広報委員会

柴田鉄治、松原廣司、深瀬和巳、福谷 博、阿保敏広

アーカイブ委員会

小野延雄、神田啓史、野元堀隆

南極教室委員会

里見 穂

企画委員会・記念事業継続委員会

渡辺興亜

事務局名簿

松原廣司（事務局長）、長谷川慶子

地方支部役員名簿 (数字は隊次を示す。)

支部名	支部長	副支部長	幹事長	幹 事	
北海道支部	前 晋爾 20 (顧問) 安藤久男 10		佐藤哲夫 29	長谷川 裕 32 伊東政志 35 森 章一 47 杉山 慎 49 米山重人 32 (監事) 高木知敬 21(道北分会長) 館山一孝 48(道東分会長)	岸田浩輝 42 横田 歩 37 佐藤之紀 45 山田知充 12
秋田支部	井上正鉄 27		佐藤安弘 27		
新潟支部	小林俊一 14	遠藤八十一 9 金子誠一 18	佐藤和秀 15	横山宏太郎 14 桑原新二 34	東 信彦 30
宮城支部	森岡 昭 9		青木周司 29	金濱 晋 43	
信州支部	野村彰夫 26		荻無里立人 27	岩井邦中 18	
北陸支部	川田邦夫 25		尾崎光紀 47		
茨城支部	安仁屋政武 29		島村哲也 48	多賀正昭 8 青木輝夫 29 村上寛史 30 名和一成 35 中島浩一 47 白井宏樹 48	滝川 清 16 山本伸一 25 中島英彰 31 池田 博 44 平岡喜文 45 清水 悟 53
東海支部	五味貞介 13	鈴木剛彦 10	加藤好孝 26	石川輝海 13 藤井良一 23 宮崎多恵子 35	奥平文雄 13 長田和雄 27
京都支部	東 敏博 38		石川尚人 35 (事務局)	伊藤 潔 21 藤田信幸 42	斎藤隆志 35
阪神支部 大阪ブロック 和歌山ブロック 兵庫ブロック 岡山ブロック	林原勝美 25	北風好章 40 吉田 勝 10 古坊栄一 35 正富一孝 25			
山陰支部	大谷修司 29		大谷眞二 40		
山陽支部 広島ブロック 山口ブロック	渡部和彦 15		藤井 功 15	稲村繁和 15 森川 武 20 佐藤高晴 46(事務局長) 加納 隆 19	鈴木盛久 18
四国支部			吉倉伸一 19	川寄智佑 33	高橋 誠 45
九州支部 福岡 鹿児島 長崎	村上雅健 17	坂 翁介 29 西牟田一三 8 下田泰義 29	宮田敬博 39		
沖縄支部	木崎甲子郎 4		馬場壮太郎 49		

平成 26 年度南極 OB 会総会報告

平成 26 年（2014 年）、6 月 22 日（土）、南極 OB 会総会がレストラン「アラスカ」パレスサイド店において開催された。開会にあたって、南極 OB 会國分征会長は、過去 10 年間の南極 OB 会の活動を振り返りながら、2015 年は南極観測が再開してから 50 周年の節目に当たり、また、南極 OB 会発足から 10 年目になることから、なお一層の活発な活動が望まれると挨拶があった。

会則第 11 条に沿って、出席会員の中から議長に増田 博氏を選出、議事進行に入った。

1. 活動報告

- ・ 運営委員長より 1 年間の運営委員会の活動報告および以下の報告があった。
 - (1) 会長指名の下で、南極 OB 会の役員（副会長、特別顧問、監事、評議員、支部長、隊次幹事、職域幹事等を決めた（資料編参考）。
 - (2) 組織の見直しの一環として、事務局長を設け、運営協力体制を強化した。
 - (3) 名簿管理のためのプライバシーポリシーを確立し、名簿管理者を選出した（資料編参考）。
- ・ 広報委員長より会報発行、ホームページ更新について報告があった。
- ・ 南極教室委員長より南極教室の現状、講師派遣について報告があった。
- ・ アーカイブ委員長（代理）よりアーカイブ資料の現状報告があった。
- ・ その他、担当委員より、「南極の歴史」講話会の年間活動、「宗谷」、「しらせ」のボランティア活動、編集・出版活動の概要報告があった。

2. 審議事項

- ・ 南極 OB 会の会則・会則運用規程改定の提案があった（資料編参考）。
 - (1) 会則（第 5 条、第 6 条）および会則運営規程（第 4 条、第 10 条）の改定案：賛助会員および委員会の追加
 - (2) 会則（第 7 条、第 9 条）の改定案：役員の定員、指名方法および任期の改定審議の結果、改定案が承認された。
- ・ 会計担当委員より、2013 年度収支決算案および会計監査報告があった（資料編参考）。
審議の結果、収支決算案が承認された。
- ・ 決算報告の承認を受けて、運営委員長より 2014 年度の活動計画案が提案された。
審議の結果、活動計画案が承認された。
- ・ 会計担当委員より、2014 年度収支計画案の報告があった。
審議の結果、収支計画案が承認された。
- ・ 運営委員長より、2015 年は南極観測再開から 50 周年目にあたり、南極 OB 会として再開 50 周年記念事業を実現するための「企画委員会」の設置が提案された。委員長に渡辺興亜氏が推薦された。
審議の結果、企画委員会の設置が承認された。

以上、活動報告、審議事項の全ての議事を終え、総会は閉会となった。

平成 26 年度南極 OB 会総会会計報告

南極OB会

2013 年度収支決算書

平成26年3月31日

(単位:千円)

2013年3月末繰越		4,446			
収 入		支 出			
	予算	決算		予算	決算
2013年度通信費	2,550 (850人見込)	2,682 (889人)	会報発行関係費用	1,200	1,092
			事務室運営費	1,500	1,415
			交通費 (委員会等)	135	163
総会・壮行会	700	587	総会・壮行会	700	713
グッズ料金	250	203	グッズ経費	25	190
カレンダー	1,200	1,305	カレンダー経費	1,080	1,190
			慶弔関係費用	30	12
その他	0	0	予備費	30	16
小 計	4,700	4,777	小 計	4,700	4,791
				収支	▲ 14
				次年度繰越	4,432

会 計 監 査 報 告

南極OB会会則第8条により、2013年度会計(2013年4月1日～2014年3月31日)について、2014年6月7日に監査を実施した。

金銭出納簿及び関係書類、預金口座通帳、振替口座管理状況等について点検した結果、すべて正確に管理されていることを確認したので報告します。

2014年6月7日

南極OB会

監 事 小 崎 尚



南極OB会

2014年度 収支計画

平成26年6月21日

(単位:千円)

収 入		支 出	
2014年度通信費 (900人見込)	2,700	会報発行関係費用	1,200
		事務室運営費 (家賃, 郵送料, 事務費等)	1,500
		交通費 (委員会等)	180
総会・壮行会	700	総会・壮行会	700
グッズ料金	200	グッズ経費	150
カレンダー	1,400	カレンダー経費	1,200
		慶弔関係費用	30
		予備費	40
計	5,000	計	5,000

南橋 OB 会 会則・会則運用規程改正

会則の改正：賛助会員の追加

(新)

(旧)

第5条 (種別)

2 本会の活動に関係が深く入会を希望する個人または団体を、運営委員会の推薦により「会友」または「賛助会員」とすることができる。

第6条 (会員等) 本会は、別に定める会費等を会員・会友・賛助会員から徴収できる。

第5条 (種別)

2 本会の活動に関係が深く入会を希望する者を、運営委員会の推薦により「会友」とすることができる。

第6条 (会員等) 本会は、別に定める会費等を会員・会友から徴収できる。

会則運用規程の改正：賛助会員および委員会の追加

第4条 情報連絡を受けようとする者は、通信費として個人にあつては 3,000 円、団体にあつては 10,000 円を収める。

第10条 本会に、次の委員会を置く。
(略)
・企画委員会

第4条 情報連絡を受けようとする者は、通信費として年額 3,000 円を収める。

第10条 本会に、次の委員会を置く。
(略)

会則の改正：役員の設定・指名方法および任期の改正

第7条 (種類) 本会に次の役員を置く。

(以下略)

運営委員 10 名程度 首都圏の会員の中から会長が指名する。運営委員長は運営委員の中から会長が指名する。

第9条 (任期) 本会運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条 (種類) 本会に次の役員を置く。

(以下略)

運営委員 10～20 名程度 首都圏の会員の中から会長が指名する。運営委員長は副会長の中から会長が指名する。

第9条 (任期) 本会役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

会則運用規程の改正：該当せず

施行日：2014年6月22日

南極 OB 会会則

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は、南極 OB 会と称する。
- 第2条 (事務局) 本会は、事務局を東京都千代田区西神田2丁目3番2号牧ビル301号室に置く。
- 2 本会は、支部を必要な地に置くことができる。
- 第3条 (目的) 本会は、会員の親睦と南極に関する知識の普及活動を行い、南極事業の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦向上のための諸事業
 - (2) 南極 OB 会報の発行
 - (3) 南極観測発展に協力・寄与するための諸事業
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業
 - (5) 会員・会友の名簿管理

第2章 会員

- 第5条 (種別) 本会は、次の「会員」をもって組織する。
- ・南極観測隊員 (オブザーバーを含む)
 - ・「宗谷」乗組員
 - ・運営委員会から推薦された者
- 2 本会の活動に関係が深く入会を希望する個人または団体を、運営委員会の推薦により「会友」または「賛助会員」とすることができる。
- 第6条 (会費等) 本会は、別に定める会費等を会員・会友・賛助会員から徴収できる。

第3章 役員

- 第7条 (種類) 本会に次の役員を置く。
- ・会 長 1名 総会において会員の中から選出する
 - ・副会長 若干名 会長の指名による
 - ・特別顧問 若干名 会長の推薦による
 - ・評議員 若干名 会長の推薦による
 - ・幹 事 若干名 支部幹事・隊次幹事・職域幹事で構成し、関係母体の推薦による
 - ・運営委員 10名程度 首都圏の会員の中から、会長が指名する。運営委員長は運営委員の中から会長が指名する。
 - ・監 事 2名 会長の委嘱による
- 第8条 (職務) 本会役員の仕事は次の通りとする。
- ・会長は、本会を代表し、会務を総理する
 - ・副会長は会長を補佐する。会長に事故あるときは、運営委員長がその職務を代行する。
 - ・評議員は、会長の諮問に応じて助言する。
 - ・幹事は、会員および運営委員会との連絡に勤める
 - ・運営委員は、会長の命を受け、会務を処理する。

- ・支部長は、本会と支部との連絡を密にし会務を遂行する。
 - ・監事は、監査を行う。
- 第9条（任期） 本会運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第4章 総会
- 第10条（総会） 総会は会長が招集する。
総会は毎年1回開催し、本会の運営上重要な事項を議決する。
会長が必要と認めたときは臨時総会を招集できる。
- 2
- 第11条（議長） 総会の議長は出席する会員の中から選出する。
- 第12条 総会では次の事項を議決する。
- ・事業報告および収支決算
 - ・事業計画および収支予算
 - ・会長の選任
 - ・その他運営委員会で必要と認めた事項
- 第13条 総会の議決は、出席者の多数決による。
- 第14条 総会の議事は議事録を作成し、会員に通知する
- 第5章 運営委員会
- 第15条（構成） 運営委員会は、運営委員をもって構成する。
- 第16条（機能） 運営委員会は、本会運営の重要事項を審議し、会務を執行する。
- 第6章 委員会
- 第17条（委員会） 運営委員会が必要と認めたときは、会長の承認を得て、本会に委員会を設置することができる。
- 第7章 支部
- 第18条 各地に支部をおくことができる。
- 第19条 各部は、支部長を選出し、支部幹事を定める。
- 第8章 財産および会計
- 第20条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- ・会費等
 - ・寄付金品
 - ・財産から生じる収入
 - ・事業に伴う収入
 - ・その他の収入
- 第21条 本会の経費は、財産をもって支弁する。
- 第22条 本会の財産は会長が管理し、会長の指示により運営委員会が経理する。
- 第9章 補足
- 第23条（運用規定） この会則の運用のために、別途運用規程を定める。
- 第24条（会則の変更） この会則の変更は総会の議決をもって行うことができる。

付 則

- この会則は、2004年11月1日から施行する。
- この会則（改正）は、2007年11月8日から施行する。
- この会則（改正）は、2010年6月19日から施行する。
- この会則（改正）は、2014年6月22日から施行する。

会則運用規程

第1章 会員

第1条 「ふじ」「しらせ」の乗組員は職域幹事の推薦により会員となる。

第2章 情報連絡

第2条 会員・会友への情報連絡は、南極OB会会報、ホームページ、電子メール、文書送付（ファックスを含む）等とする。

第3章 会費等

第3条 会費は、当分の間、徴収しない。

第4条 情報連絡を受けようとする者は、通信費として個人にあっては年額3,000円、団体にあっては10,000円を収める。

第4章 総会

第5条 総会は、ミッドウインター祭の日に開催する。

第5章 事業および会計

第6条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

第7条 総会日までの事業計画・予算は、前年度の総会で承認された事業計画・予算に準じて執行する。

第6章 支部

第8条 支部は次の15支部とする。

北海道、秋田、新潟、宮城、信州、北陸、茨城、東海、京都、阪神、山陰、山陽、四国、九州、沖縄

第9条 支部は支部ごとに細則を定めることができる。

第7章 委員会

第10条 本会に、次の委員会を置く。

- ・運営委員会
- ・広報委員会
- ・50周年記念事業継続委員会
- ・アーカイブ委員会
- ・南極教室委員会
- ・企画委員会

第8章 事務局

第11条 事務局に事務局員（非常勤）をおくことができる。

第12条 会員・会友の訃報が入ったときは、弔電等を送ることができる。

第9章 補足

第13条 この運用規程は、運営委員会で審議し、総会の承認を得て行うことができる。

付 則 この運用規程は、2007年11月8日から施行する。
この運用規程（改正）は、2008年11月27日から施行する。
この運用規程（改定）は、2014年6月22日から施行する。

南極 OB 会 個人情報等の取り扱い方針

南極 OB 会（以下、OB 会）は、南極 OB 会会員等（以下、会員）の個人情報を取り扱うにあたって、その重要性を認識し、プライバシー保護の観点から基本的な方針を「南極 OB 会 個人情報等の取り扱い方針」として定める。

1. 個人情報とは
個人情報とは、会員の氏名や生年月日等、特定の個人を容易に認識し得る情報を指す。
2. 個人情報の収集と会員名簿
OB 会は、運営に必要な限りにおいて会員の氏名、メールアドレス、電話番号、連絡住所等の個人情報を適法かつ公正な手段によって収集し、「会員名簿」を作成する。
3. 個人情報の利用目的
OB 会が会員の個人情報を利用するのは以下の場合に限り、目的外には利用しない。
 - ・ OB 会が会員に会報等の刊行物や各種案内を送付する場合。
 - ・ OB 会が会員に連絡を取る必要が生じた場合。
 - ・ OB 会における事業の改善のために何らかの分析を行う場合（この場合、会員個人を特定することはない）。「会員名簿」の利用や提供は取扱い方針に従い、利用目的の範囲内で行う。
4. 個人情報の管理と名簿管理者
OB 会は、会員の個人情報を細心の注意を持って取り扱い、厳重に管理する。名簿の日常の管理、運用は事務局長（以下、「名簿管理者」とする）が行う。名簿管理者は取り扱う個人情報について、不正なアクセス、紛失、漏洩等のおそれに対しては組織および技術上の合理的な防止策や是正策を講じる。
5. 個人情報の第三者への提供・開示
OB 会は、会員の個人情報を以下の場合を除いて、第三者に提供または開示はしない。
 - ・ 会員本人の同意があった場合。
 - ・ 法令に基づいて、公的機関から求められた場合。
 - ・ OB 会の業務を遂行するために OB 会と機密保持契約を締結した業務委託先等の第三者に対して必要最小限の情報を提供する場合。
6. 個人情報の安全対策
会員が個人情報の照会、修正、追加、削除等を希望する場合は、会員相互が会員名簿等の情報を照会できるシステム*に従い、本人であることを確認の上、対応する。
7. 法令、規範の遵守、個人情報保護方針の変更
OB 会は、保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他の規範を遵守する。また、この方針ならびにそれに基づく個人情報保護の取り扱いについて定期的に点検して継続的に改善に努める。本方針が予告なしに変更されることがあるが、変更については、会報、ホームページ等に掲載する。

*会員相互が会員名簿などの情報を照会できるシステムは別途定める。
本方針は 2014 年 6 月 22 日より施行する。